

## 米子市企業立地推進員設置要綱

### (設置)

第1条 米子流通業務団地及び崎津アミューズメント施設用地における企業立地に関する情報を広く収集するため、米子市企業立地推進員（以下「推進員」という。）を置く。

### (職務)

第2条 推進員の職務は、次に掲げるとおりとする。

立地希望企業（米子市企業立地成功報奨金制度実施要綱（平成20年10月1日施行。以下「成功報奨金要綱」という。）第2条第2号に規定する立地希望企業をいう。以下同じ。）に関する情報を収集すること。

立地希望企業を市に紹介すること。

2 前項の職務の遂行に要する費用は、推進員の負担とする。

### (委嘱)

第3条 推進員は、米子流通業務団地及び崎津アミューズメント施設用地における企業立地の促進に関する市の意向を十分に理解し、立地希望企業に関する情報の収集に積極的かつ誠実に取り組む意欲があると認める者について、市長が委嘱する。

### (欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、成功報奨金要綱第4条各号（第4号及び第5号を除く。）のいずれかに該当する者は、推進員になることができない。

### (任期)

第5条 推進員の任期は、2年とする。

2 推進員は、再任されることができる。

### (委嘱の手続)

第6条 推進員として委嘱を受けようとする者は、企業立地推進員委嘱申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その申請者が推進員として適当であるか否かを決定し、その結果を申請者に対し通知するものとする。

### (解任)

第7条 市長は、推進員が第4条の規定に違反していること又は成功報奨金要綱第11条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該推進員について、その職を解くものとする。

2 前項の規定によりその職を解かれたことにより推進員であった者に損害が生じても、市長は、その損害を賠償しない。

### (成功報奨金の交付)

第8条 市長は、成功報奨金要綱に定めるところにより、推進員に対し、成功報奨金（成功報奨金要綱第2条第3号に規定する成功報奨金をいう。）を交付する。

（規定外事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

企業立地推進員委嘱申請書	
年 月 日	
米子市長	様
住所	
申請者 氏名	
電話番号	
米子市企業立地推進員として委嘱を受けたいので、申請します。	